

カーボン・ニュートラル認証における論点と対応（案）

カーボン・ニュートラルの定義等

課題・論点	対応（案）	参考情報															
<p>○カーボン・ニュートラルの定義 カーボン・ニュートラルとカーボン・オフセットとの差異をどのように定めるか。</p>	<p>○カーボン・ニュートラルの定義 海外制度事例等を勘案した場合、主として次の3点がカーボン・ニュートラルの特徴として挙げられる。</p> <p>①温室効果ガスの算定対象範囲 カーボン・オフセットでは、自らの温室効果ガス排出量の算定対象範囲を自由に定めることができるのに対し、カーボン・ニュートラルにおいては、客観的に自らの排出と認められる範囲の排出量を捉えることで、恣意的な算定対象範囲の設定を排除することが通例。(P.2「認証の対象」参照)</p> <p>②「削減」についての考え方 カーボン・オフセットにおいては、温室効果ガスを削減する努力を評価するものの、実際の削減量を明らかにすることまでを求めているのに対し、カーボン・ニュートラルにおいては、排出量の実際の削減を求めているのが通例。(P.4「削減の評価」参照)</p> <p>③埋め合わせる割合 カーボン・オフセットにおいては、オフセット比率を自ら定めることができたのに対し、カーボン・ニュートラルにおいては、100%（以上）の埋合せを行うこととされている。</p> <p>上記を踏まえ、以下のとおりの定義としてはどうか。</p> <p>「市民、企業、NPO/ NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、<u>客観的に自らの排出と認められる範囲の温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれをできる限り削減するとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。</u>」</p>	<p>【海外制度事例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出典</th> <th>タイプ</th> <th>定義例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英国政府 エネルギー・気候変動省</td> <td>指針 カーボン・ニュートラル ガイダンス</td> <td>カーボン・ニュートラルとは、透明性のある排出量の算定、削減、残りの排出量のオフセットという手続を経て、ネット排出量がゼロとなること。 Carbon Neutral means that - through transparent process of calculating emissions, reducing those emissions and offsetting residual emissions - net carbon emission equal zero.</td> </tr> <tr> <td>英国規格協会 PAS2060</td> <td>認証基準</td> <td>ある対象におけるGHG排出の結果として、大気へのGHG排出の純増がない状態のこと。 (※当該定義は「状態」の定義であり、PAS2060のもとでニュートラルの宣言を行うために必要な手続（排出量の認識、削減、オフセット）については、別途要求事項として設定されている) Condition / state in which there is no net increase in the global emission of greenhouse gases to the atmosphere as a result of the greenhouse gas emissions associated with the subject</td> </tr> <tr> <td>ニュージーランド Carbon Zero 制度</td> <td>第三者認証 制度 (2011年4月 現在5審査関 がウェブ紹介)</td> <td>カーボン・ニュートラルとは、気候にダメージを与える炭素排出量の算定、そのうち可能な部分の削減、そして残ってしまった排出量をバランス (=ゼロに) する (クレジットの購入により行われることが多い) ことを手続として含む。当該用語は製品、サービス、イベント、事業活動や個人の活動について使用されることがある。 Being carbon neutral involves calculating total climate-damaging carbon emissions, reducing them where possible, and then balancing the remaining emissions, often by purchasing a carbon offset. The term may be used to describe a product, service, event, organization, or individual activities.</td> </tr> <tr> <td>オーストラリア National Carbon Offset Standard (NCOS) (July 2010) (Carbon Neutral Program含む)</td> <td>第三者認証 基準</td> <td>ある特定の活動、イベント、家庭、ビジネス、組織等が、GHG排出量の純増がないことに対して責任を有し、カーボン・ニュートラルであることを宣言できる、(規制によらない) 自主的なメカニズム。カーボン・ニュートラルは、できる限りの削減 (例 エネルギー効率化、再生可能エネルギーの購入) を行い、残った排出量に対しネット排出量をゼロにするため、クレジットを購入することによって達成しうる。 A voluntary mechanism where an activity, event, household, business or organization is responsible for no net emissions of greenhouse gases and can therefore be declared carbon neutral in that specific area. Carbon neutrality can be achieved by reducing emissions as far as possible (e.g. energy efficiency, purchasing renewable energy) and then purchasing offsets for any residual emissions in order to achieve zero net emissions.</td> </tr> </tbody> </table> <p>【我が国のカーボン・オフセット認証基準】 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」における「カーボン・オフセット」の定義 市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、<u>自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。</u></p> <p>「カーボン・ニュートラル（炭素中立）」の用語解説 市民の日常生活、企業の事業活動といった排出活動からの温室効果ガスの排出量と、当該市民、企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収量がイコールである状態のことをカーボン・ニュートラル（炭素中立）という。カーボン・オフセットは、市民の日常生活や企業の事業活動におけるカーボン・ニュートラルを実現するための手段であり、排出量を全量オフセットされた状態がカーボン・ニュートラルとなる。</p>	出典	タイプ	定義例	英国政府 エネルギー・気候変動省	指針 カーボン・ニュートラル ガイダンス	カーボン・ニュートラルとは、透明性のある排出量の算定、削減、残りの排出量のオフセットという手続を経て、ネット排出量がゼロとなること。 Carbon Neutral means that - through transparent process of calculating emissions, reducing those emissions and offsetting residual emissions - net carbon emission equal zero.	英国規格協会 PAS2060	認証基準	ある対象におけるGHG排出の結果として、大気へのGHG排出の純増がない状態のこと。 (※当該定義は「状態」の定義であり、PAS2060のもとでニュートラルの宣言を行うために必要な手続（排出量の認識、削減、オフセット）については、別途要求事項として設定されている) Condition / state in which there is no net increase in the global emission of greenhouse gases to the atmosphere as a result of the greenhouse gas emissions associated with the subject	ニュージーランド Carbon Zero 制度	第三者認証 制度 (2011年4月 現在5審査関 がウェブ紹介)	カーボン・ニュートラルとは、気候にダメージを与える炭素排出量の算定、そのうち可能な部分の削減、そして残ってしまった排出量をバランス (=ゼロに) する (クレジットの購入により行われることが多い) ことを手続として含む。当該用語は製品、サービス、イベント、事業活動や個人の活動について使用されることがある。 Being carbon neutral involves calculating total climate-damaging carbon emissions, reducing them where possible, and then balancing the remaining emissions, often by purchasing a carbon offset. The term may be used to describe a product, service, event, organization, or individual activities.	オーストラリア National Carbon Offset Standard (NCOS) (July 2010) (Carbon Neutral Program含む)	第三者認証 基準	ある特定の活動、イベント、家庭、ビジネス、組織等が、GHG排出量の純増がないことに対して責任を有し、カーボン・ニュートラルであることを宣言できる、(規制によらない) 自主的なメカニズム。カーボン・ニュートラルは、できる限りの削減 (例 エネルギー効率化、再生可能エネルギーの購入) を行い、残った排出量に対しネット排出量をゼロにするため、クレジットを購入することによって達成しうる。 A voluntary mechanism where an activity, event, household, business or organization is responsible for no net emissions of greenhouse gases and can therefore be declared carbon neutral in that specific area. Carbon neutrality can be achieved by reducing emissions as far as possible (e.g. energy efficiency, purchasing renewable energy) and then purchasing offsets for any residual emissions in order to achieve zero net emissions.
出典	タイプ	定義例															
英国政府 エネルギー・気候変動省	指針 カーボン・ニュートラル ガイダンス	カーボン・ニュートラルとは、透明性のある排出量の算定、削減、残りの排出量のオフセットという手続を経て、ネット排出量がゼロとなること。 Carbon Neutral means that - through transparent process of calculating emissions, reducing those emissions and offsetting residual emissions - net carbon emission equal zero.															
英国規格協会 PAS2060	認証基準	ある対象におけるGHG排出の結果として、大気へのGHG排出の純増がない状態のこと。 (※当該定義は「状態」の定義であり、PAS2060のもとでニュートラルの宣言を行うために必要な手続（排出量の認識、削減、オフセット）については、別途要求事項として設定されている) Condition / state in which there is no net increase in the global emission of greenhouse gases to the atmosphere as a result of the greenhouse gas emissions associated with the subject															
ニュージーランド Carbon Zero 制度	第三者認証 制度 (2011年4月 現在5審査関 がウェブ紹介)	カーボン・ニュートラルとは、気候にダメージを与える炭素排出量の算定、そのうち可能な部分の削減、そして残ってしまった排出量をバランス (=ゼロに) する (クレジットの購入により行われることが多い) ことを手続として含む。当該用語は製品、サービス、イベント、事業活動や個人の活動について使用されることがある。 Being carbon neutral involves calculating total climate-damaging carbon emissions, reducing them where possible, and then balancing the remaining emissions, often by purchasing a carbon offset. The term may be used to describe a product, service, event, organization, or individual activities.															
オーストラリア National Carbon Offset Standard (NCOS) (July 2010) (Carbon Neutral Program含む)	第三者認証 基準	ある特定の活動、イベント、家庭、ビジネス、組織等が、GHG排出量の純増がないことに対して責任を有し、カーボン・ニュートラルであることを宣言できる、(規制によらない) 自主的なメカニズム。カーボン・ニュートラルは、できる限りの削減 (例 エネルギー効率化、再生可能エネルギーの購入) を行い、残った排出量に対しネット排出量をゼロにするため、クレジットを購入することによって達成しうる。 A voluntary mechanism where an activity, event, household, business or organization is responsible for no net emissions of greenhouse gases and can therefore be declared carbon neutral in that specific area. Carbon neutrality can be achieved by reducing emissions as far as possible (e.g. energy efficiency, purchasing renewable energy) and then purchasing offsets for any residual emissions in order to achieve zero net emissions.															

排出量の認識

課題・論点	対応（案）	参考情報
<p>○全般 排出量の算定に関しては様々なガイドラインが存在しているが、どれを用いることが可能なのか明確に示すべきではないか。</p> <p>○認証の対象 カーボン・ニュートラル認証の対象としてどの範囲を考えるか。</p> <p>○算定対象スコープ スコープの選定に対する評価基準の設定が必須となるが、算定対象の設定において、スコープ1～3の区別、アロケーションの手法等について、ガイドラインが複数存在しており、どこまでのスコープを含むべきかの統一指針がないのではないか。 ※スコープ1（直接排出量） スコープ2（2次エネルギーの使用による間接排出量） スコープ3（その他の間接排出量）</p>	<p>○全般 国際的な諸基準に照らして妥当な基準を設定するため、算定に関する一定の信頼性のあるガイドライン一覧を提示し、そこから選択可能とする一方で、いずれのガイドラインを用いた場合でも満たすべき共通的な要求事項を別途定めるといふことでどうか。</p> <p>○認証の対象 まずはニーズが高い自己活動のカーボン・ニュートラル化を念頭に、事業者単位を基本とするが、ニュートラル宣言の使用法や情報提供・ラベリングの制限を加えて上で、事業所単位等も対象とすることを検討する。商品・サービス提供等の類型については追って整理する。</p> <p>○算定対象スコープ 当面の間は、スコープ1及び2は基本的に全て算定対象として含むこととし、除外する場合は合理的な理由を明示するというふことでどうか。 スコープ3については基本的に任意とし、スコープ3排出量全体をニュートラル化するという選択肢のみならず、スコープ3排出量の削減を積極的に評価する等の手法を検討し、事業者に対し様々な選択肢を提示する等の柔軟な対応を行うといふことでどうか。</p>	<p>【海外制度事例】 <使用ガイドライン> Carbon Zero (NZ), NCOS (AUS), PAS2060 (UK) : ISOやPASといった標準規格、並びに政府より公表された算定ルールガイドライン類に言及し、いずれかに準拠することを認める。 (例 : ISO14064、PAS2050、ISO14040、GHG Protocol等)</p> <p><認証の対象> JISQ14064-1: 組織は、単数の施設から構成しても、複数の施設から構成することも認める。施設レベルで連結する場合は、下記いずれかのアプローチを取ることを求めている。 a) 支配 (control) : 自らが財務支配力又は経営支配力を及ぼす施設かどうかで判断 b) 出資比率 (equity) : 出資比率に応じて判断</p> <p>NCOS : 国内の既存施策 (the National Greenhouse and Energy Reporting (NGER) Act 2007 及び、the National Greenhouse and Energy Reporting (Measurement) Determination 2008に関する算定方法) に則って算定された情報を用いることも、認めている。</p> <p>PAS2060: 算定対象が組織/企業またはその一部とする場合の、満たすべき要件をいくつか規定。 例) ・組織が所有または経営する子会社を含めた中心的な事業に関連する、主要 GHG 排出量を含むこと。 ・事業者は、どの GHG 排出量を含めるか決めるために株式持ち分 (equity share) アプローチまたは管理 (control) アプローチを用いること。 算定対象が製品またはサービスの場合は、製品/サービスのライフサイクルを考慮に入れること (そのため、原則としてすべてのスコープ3排出量を含める) としている。</p> <p>GHG Protocol 事業者排出量算定基準 2004: 出資比率 (equity share approach) で判断する手法、支配力 (control approach) で判断する手法の二つを提示している (後者の場合、さらに運営・経営支配力 (operational control) でみるか、財務支配力 (financial control) でみるかの基準が設けられている)。</p> <p><スコープの考え方> Carbon Zero : ・スコープ1及び2の算定は必須としながらも、算定対象とオフセット対象を区別し、オフセット対象から除外することも認めている。 ・事業活動を対象とする制度において、算定必須のスコープ3と、算定任意のスコープ3は重要性の基準に基づきケースバイケースで判断されるとしつつ、判断する際の一定の基準を示している。例えば以下の場合には算定に含まれるべきとしている。 <ul style="list-style-type: none"> 直接排出量に比し、比較的大規模である 当該排出源は、事業者の排出責任として重要な位置づけである 当該排出源が、利害関係者によって重要だとみなされている 当該排出源の削減活動に対して、事業者が影響を与えうる </p> <p>・算定対象とオフセット対象を区別し、算定対象としては必須としながらも、オフセット対象から除外することも認めている。 ・GHG排出源のうち、算定対象としたものと、算定対象外としたものの明確な情報提供を行うことを求めている。</p> <p>PAS2060: カーボン・フットプリント全体の1%以上と見積もられるスコープ1、2、または3排出源は、かかる定量化が技術的に実行可能でない、または費用効率が低いことを証明する証拠が提出できる場合を除き、すべて考慮に入れるものとしている。 なお、除外の決定において、以下を条件としている。 <ul style="list-style-type: none"> 定量化されたカーボン・フットプリントは、算定対象からの排出量の少なくとも95%をカバーすること。 単一の発生源で排出量全体の50%以上を占める場合、95%閾値を残りの排出源に適用すること。 除外および除外の理由はすべて文書化すること。 </p>

課題・論点	対応（案）	参考情報
<p>○その他（算定の根拠となる数値等） どのような活動量・排出係数を用いるべきか。</p>	<p>○その他（算定の根拠となる数値等） 削減計画が複数年度にわたる場合等、各年度の排出量及び削減量の算定において使用する活動量や排出係数の変更可能性等について原則を定め、それ以外の手法を用いる場合は合理的な理由を明示するよう求めることで、恣意的な値の選択を排除するというところでどうか。</p>	<p>GHG Protocol 事業者排出量算定基準 2004： スコープ1及び2は必須、3は任意としている。 GHG Protocol 事業者バリューチェーン(スコープ3)ドラフト： すべて必須。除外する場合は、その理由を明示することとしている。</p> <p>【我が国のカーボン・オフセット認証基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 温室効果ガスの排出源の把握 認証対象活動における、温室効果ガスの排出源を把握すること。 2. 算定対象範囲の設定 上記1.で把握した排出源の全部又は一部を算定対象範囲として設定すること。なお、算定対象範囲はなるべく広めにとることが望ましい。 ※1 最も排出量の多い排出源を算定対象排出源に含むことが望ましい。 ※2 ただし、製品等の原料調達や使用段階のエネルギー消費は必ずしも算定対象範囲に含めなくともよい。 3. 排出量の算定 上記2.で設定した算定対象範囲における排出量を算定すること。また、算定方法については以下の基準を満たしていること。 ① 算定方法ガイドラインで示される算定レベル1（活動量及び排出係数の両方について、標準値を用いて計算するもの）以上の算定を行うこと。ただし、算定方法ガイドラインにおいて、算定レベル2以上の算定が推奨されている場合は、できる限り算定レベル2以上の算定を行うこと。 ② 信頼性を担保するために、算定式については、算定方法ガイドラインで示される算定式や地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度等で示される算定式等を用いること。 ③ 活動量については、根拠を明示すること。また、一定の精度を確保可能な測定・管理方法に沿っていること。 ④ 排出係数については、標準値を採用する場合、当該排出活動の排出係数として一般的に認められている係数であること。また、標準値を採用しない場合は、当該排出係数の根拠を明示すること。なお、算定の際に入手可能な最新の値を用いることが望ましい。 ⑤ 算定に必要なデータ、算定方法に基づき、過小とならないように算定すること。 ⑥ 算定に必要なデータが文書等で記録されており、算定結果が検証可能であること。 ※ オフセット対象の排出量を正確に認識するために、データの引用元（公表者、公表年度等）に一貫性のある値を使用することが望ましいが、一貫性のある値を使用できない場合は、その合理的理由を付すこと。 4. オフセット量の設定 ① 上記1、2、3に基づき算定した排出量の全部又は一部としてオフセット量を設定すること。一部の場合には、排出量に対して定率（以下「オフセット比率」という。）又は定量で設定すること。 ※ 上記2.において算定した排出量が、認証対象活動実施後に実績値を用いて算定した排出量と異なる場合には、オフセット量も当該算定排出量に修正することが望ましい。 5. 排出量とオフセット量の対応関係 上記3で算定した排出量と上記4で設定したオフセット量が対応していること。なお、算定した排出量を全量オフセットすることが望ましいが、カーボン・オフセットの取組が定着するまで、当面の間の最低限の要求事項を以下に定める。 ① オフセット比率 上記3で算定した排出量に対する、カーボン・オフセットを行う排出量の比率については、原則として50%以上とする。 ② II 自己活動オフセット支援における最低排出量 II 自己活動オフセット支援において埋め合わせを行う最低量は商品等における商品等1販売単位あたり最低1kgCO₂とする。

削減努力

課題・論点	対応(案)	参考情報
<p>○削減の評価 排出量削減をどのように評価するか。海外においては実際の排出削減を求めているのが通例であり、同様の取扱いとすべきではないか。また評価対象(総量単位か、原単位か)をどうするか。</p>	<p>○削減の評価 定量評価とし、総量削減も原単位削減も認める方向で検討するということかどうか。 計画認証の際は削減計画を評価し、実績認証の際は削減実績を評価するということかどうか。 削減量に関する目標値は設けないということかどうか。</p> <p>※ 原単位改善の下で活動量が増加した場合には、排出増となることも考えられるが、埋め合わせに必要な量も増加することから、最終的なニュートラルの実現には影響しない。</p>	<p>【海外制度事例】 Carbon Zero, NCOS, PAS2060: GHG 管理計画の策定行い、管理計画の実績について定期的な検証の際に報告をするよう求めている。いずれも定量評価を求めている。</p> <p>PAS2060: ・カーボン・ニュートラル宣言以前の最大3年間での継続的削減を考慮に入れる ・最低限必要な削減「量」の要求を入れず。ただし2年以内の改訂の際には再度議論を行う。 ・絶対量 あるいは 原単位における定量評価に基づく削減の実施を求める ・カーボン・フットプリント管理計画の策定を行い、削減努力を行った結果のカーボン・フットプリントを再評価する。</p> <p>【我が国のカーボン・オフセット認証基準】</p> <p>1. <u>認証対象活動等に係る排出削減の取組</u></p> <p>① 認証対象活動において、排出量の削減効果がある何らかの取組を実施していること。ただし、認証区分Ⅱ自己活動オフセット支援の場合は提供する商品・サービス等の製造・提供過程において、排出量の削減効果が見込める何らかの取り組みを実施していることとする。</p> <p>② 商品の環境性能について、以下の基準を満たしていること。</p> <p>A) 自動車、冷蔵庫、ルーター等、エネルギーの使用の合理化に関する法律のトップランナー基準にて一定の省エネ性能の達成が義務付けられている機器については、その機器単独で同法に基づく要件を達成していること。 ➤ トップランナー基準においては同一区分内での加重平均(一部の機器は加重調平均)が目標基準値に達成していることが要件となるが、ここでは認証対象となる機器そのものが目標基準値を達成していることを要件とする。</p> <p>B) 省エネ性能等、商品特性が排出量削減と密接に関わりのある機器について、その商品特性において景品表示法違反の排除命令を受けていないこと。</p> <p>2. <u>申請者自身の排出削減の取組</u></p> <p>① 申請者自身が対象活動以外においても、排出量の削減効果が見込める何らかの取組を実施していること。 ※申請者自身の削減取組の例として、以下の環境マネジメントシステム等に関する認証などがある。 例: ISO14001/エコアクション 21/エコステージ/KES(環境マネジメントシステム・スタンダード)/グリーン経営認証/グリーン購入</p>

埋め合わせ

課題・論点	対応(案)	参考情報
<p>○埋め合わせに用いるクレジット どのようなクレジットを用いてよいこととするか。</p> <p>○埋め合わせ実施のタイミング 計画段階で認証を付与するとした場合、事業者はいつ、どの量を無効化すれば認証を維持できるのか。</p>	<p>○埋め合わせに用いるクレジット カーボン・ニュートラルに用いることができるクレジットについては、暫定的な取扱いも含め、一定の要件を定めた上でそれらに合致するものを広く認める方向で検討することでどうか。また、クレジットの無効化以外の埋め合わせは対象としないことかどうか。</p> <p>○埋め合わせ実施のタイミング カーボン・ニュートラルの取組を複数年計画で行う場合、計画において宣誓した実行年度にはニュートラル化できていることを求めるということかどうか。 ※ 製造業・大企業が、カーボン・ニュートラルを実行することは難しい場合も考えられることから、当面の間は、野心的な排出量目標の設定がなされることにより、カーボン・ニュートラルの取組と同様に積極的な評価を行う等の措置を講じるということかどうか。</p>	<p>【海外制度事例】 海外事例においては、埋め合わせの方法としてクレジットの無効化以外の方法は認められていない。使用可能とされているクレジットは以下のとおり。 <使用クレジット> Carbon Zero: 京都クレジットも VER も認めているが、プロジェクト毎に品質の審査を行う。 DECC ガイダンス: 京都クレジットに加え、VER の使用も許容 (VCS, Gold Standard に言及) NOCS: 京都クレジットも VER も認めているが、VER 制度として満たすべき基準を明示 PAS2060: CDM, JI, EUA, Gold Standard, VCS の使用を許容</p> <p><無効化のタイミング> PAS2060: カーボン・ニュートラル達成宣言から 12 カ月以内に無効化されることを求めている。</p> <p>【我が国のカーボン・オフセット認証基準】</p> <p>1. <u>クレジットの種類</u> 以下のいずれかの発行済みクレジットを調達すること。 ① 京都メカニズムクレジット (AAU, ERU, CER, RMU) ※ ただし、日本国内で発行される AAU 及び RMU を除く。 ※ AAU については排出量削減・吸収源の確保につながるものであること。(当該 AAU が排出削減・吸収源の確保につながることを申請者が証明すること。) ② オフセット・クレジット (J-VER) ③ 都道府県 J-VER</p> <p>2. <u>クレジットの確保</u> 申請者は、以下の内容を明確にし、クレジットの調達に係る契約を締結する等、クレジットを確保できることを証明すること。ただし、法律に抵触する等の事情があり、その旨を別途提出して認証機関において認められた場合はその限りではない。 ① クレジットが指定されていること ② 無効化完了予定時期までにオフセット量に見合ったクレジットの量を確保できること</p> <p>同じクレジットが複数の用途に用いられないようにするため (ダブルカウントの防止)、以下の基準を満たすこと。</p> <p>1. <u>オフセット量とクレジット量との対応関係</u> 以下の基準を満たしていること。ただし、法律に抵触する等の事情があり、その旨を別途提出して認証機関において認められた場合はその限りではない。 ① 排出量削減又は吸収のプロジェクトから発行されたクレジットのうち、オフセットに用いたクレジット量と (1) 4 で設定したオフセット量が対応していること。 ② クレジットと用途の対応関係が以下の事項を含む帳簿で管理され、その運用状況が調達記録の経理データ等と照合可能となっており運用方法が適切であることを証明できること。 A) クレジットの種類、その制度で指定されているシリアルナンバー、数量、プロジェクトの種類、プロジェクトの実施国 B) クレジットを管理する口座: 保有、償却、取消、これらのステータス変更の日付 C) クレジットの用途: 自社の目標達成、カーボン・オフセット等。後者の場合、対象商品等、数量、製造番号、使用時期、使用した制度等 D) 調達したクレジット量と使用したクレジット量の把握 E) 帳簿の管理者、点検記録、頻度 ③ 予め指定したクレジットとは別のクレジットをオフセットに用いた場合は、以下の基準を満たしていること。 A) クレジットの種類が同一であること ※ただし、同一のクレジットが調達できない理由を別途提出し、認証機関において認められた場合はその限りではない B) オフセットに用いたクレジットのプロジェクト情報について認証基準 (5) 情報提供にて示された事項について情報提供していること。</p> <p>2. <u>クレジットの無効化の方法</u> 無効化の方法が適切であること。具体的には、認証有効期間終了後 6 カ月以内に、他の対象活動のオフセットに用いられていないクレジット※1 が償却又は取消※2 されていること。ただし、法律に抵触する等の事情があり、その旨を別途提出して認証機関において認められた場合はその限りではない。 ※1 1 t 単位で得られるクレジットを細分化して k g 単位とし、それぞれ別のオフセット対象に割り当てることは妨げないが、この場合も割り当てた量とオフセット量が対応していること。 ※2 国際航空、国際船舶輸送に伴う排出量のオフセット等、我が国の温室効果ガス排出量として計上されておらず償却による無効化が不相当であると考えられる場合には、クレジットが取消されていること。</p>

検証

課題・論点	対応（案）	参考情報
<p>○検証の必要性 検証を必須とするか。</p> <p>○検証の主体 検証を行う主体をどうするか。</p>	<p>○検証の必要性 自主的な取組とはいえ、国際的に通用しうる一定の品質を担保するために、独立した第三者機関による検証を求めるものとしてはどうか。</p> <p>○検証の主体 第三者検証機関については、日本国政府または日本国政府の一部が運営している JIS Q 14064-1、または JIS Q 14064-2 に準拠した制度により、我が国における IAFMLA のメンバーにより JIS Q 14065 に基づく認定を付与された検証機関であることを原則としてはどうか。</p> <p>※IAFMLA 我が国における国際認定フォーラム（IAF）の品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム又は製品認証に関する相互承認（MLA）メンバー</p>	<p>【海外制度事例】</p> <p>Carbon Zero: 政府が提供する研修・テストを通った審査人であることを求めている。当該制度は IAF による認定対象となっており、2011 年 4 月現在 5 事業者が審査機関としてウェブサイトで紹介されている。</p> <p>NCOS : 以下のいずれかの条件を満たす審査機関（人）であることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪国の温室効果ガス・エネルギー報告法（NGER Act）に基づく審査機関として登録されていること ・AS ISO 14064 及び ISO14040 シリーズにおける十分な知見を有していることを提示（demonstrate）できること ・ISO14065:2007 あるいは ISO14040 に基づくいずれかの認定制度における、被認定機関である <p>PAS2060: 以下 3 パターンを想定</p> <p>a) 独立第三者機関による認証 b) 他者による妥当性確認 c) 自己妥当性確認</p> <p>【我が国のカーボン・オフセット認証基準】 特に定めはない。</p>